

岡崎市羽根町字若宮地内における土壤汚染の 自主調査結果

岡崎市羽根町字若宮地内（岡崎駅東土地区画整理区域内）において、簡易土壤調査を行ったところ、鉛に関して、県民の生活環境の保全等に関する条例施行規則（平成15年愛知県規則第87号。以下「県条例施行規則」という。）第37条で定める土壤汚染等対策基準（土壤溶出量基準）を超過し、土壤汚染のおそれが確認されました。（平成21年10月5日報道機関発表済）

上記結果を受け、調査を行った結果、調査区域の1地点において、鉛の土壤溶出量基準を超過しました。その概要は下記のとおりです。

記

1 土壤汚染調査を実施した土地の所在地

岡崎市羽根町字若宮36-9、他3筆（1,669.36㎡）

2 土壤調査結果

調査区域を10メートル四方でメッシュ状に切り、16区画で、鉛について調査を行いました。そのうちの1区画で県条例施行規則の基準を超過する土壤溶出量（0.011mg/ℓ：【基準値0.01mg/ℓ】）が検出されました。

その他の区画では、土壤溶出量は、基準を下回りました。

その後、基準を超過した区画で深度調査を行ったところ、2.5メートルの深さまで汚染が確認されました。

また、土壤含有量については、16区画すべてで県条例施行規則の基準を下回りました。

3 地下水調査結果

地下水調査については、敷地内2箇所で行い、すべてで県条例施行規則の基準を下回りました。また、周辺の皆様のご協力をいただき行った周辺の地下水調査においてもすべてで基準を下回りました（2箇所）。

4 今後の予定

汚染が確認された区画の土壤については、土壤の入れ替えを実施するなどしていく予定です。今後も監督官庁の指導を仰ぎながら、適正に対応を進めていきます。

5 連絡先

岡崎市都市整備部区画整理課

電話 0564-23-6264

(周辺での地下水調査について)

岡崎市環境部環境保全課

電話 0564-23-6194